**個人情報ファイル簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 警備業資格者等ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 群馬県警察本部長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部生活安全企画課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 警備業の認定その他警備業法（昭和４７年法律第１１７号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。 | |
| 記録項目 | １資格、２業種等、３資格者証等の区分、４交付公安委員会、５資格者証等番号、６受理警察署、７氏名、８性別、９生年月日、１０本（国）籍、１１交付年月日、１２書換年月日、１３返納年月日、１４行政処分の登録警察本部、１５処分番号、１６住所、１７処分年月日、１８処分事由、１９送致年月日、２０処分結果 | |
| 記録範囲 | 警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者 | |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの申請その他法令に基づき収集する | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む　　　含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 有（　警察庁　）　　　　　　　　　　　無 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）群馬県警察本部警務部広報広聴課 | |
| （所在地）〒３７１－８５７０  　　　　　群馬県前橋市大手町１－１－１ | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る７及び１０の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第２２条第５項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る７及び１０の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第４２条第３項において準用する同法第２２条第５項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る７及び１６の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１５条第１項による | |
| 個人情報ファイルの種別 | 法第60条第２項第１号  　（電算処理ファイル） | 法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル  有　無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当　　　非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）群馬県警察本部警務部広報広聴課  （所在地）〒３７１－８５７０  　　　　　群馬県前橋市大手町１－１－１ | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 |  | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 |  | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 |  | |
| 備　　　考 |  | |